

中国の国際倒産制度の限界と再構築

葉炳坤 (YE Bingkun)¹

一、問題の所在：中国の国際倒産制度の現状と限界

中国の「中華人民共和国企業破産法」（以下は、「企業破産法」という）において国際倒産の条文は第5条のみである。当該条文は、中華人民共和国の倒産手続の効力が国外に存在する債務者財産に及ぶことを宣言し、国際倒産の司法援助に関して規定する。すなわち、中華人民共和国の国外に財産がある債務者の財産を含む、外国裁判所が行い法律上の効力が発生した倒産事件の判決・決定を、人民法院に対して承認または執行の申立や請求がなされたとき、人民法院は、中華人民共和国が締結あるいは参加している国際条約や相互主義に照らして審査し、中華人民共和国の法律の基本原則に違反せず、国家主権・安全と公序に損害を与えることなく、中華人民共和国国内の債権者の合法的な権益に損害を与えないと判断したとき、承認または執行を決定する。

同時に、「企業破産法」第4条によれば、倒産事件の審理手続は本法に規定がないとき、民事訴訟法の関連規定による。「企業破産法」第5条は、基本的に「中華人民共和国民事訴訟法」第282条で定められている外国裁判所が行なった判決の承認と執行に関する規定と一致しており、追加されたのは、「中華人民共和国の外に財産がある債務者の財産」という適用条件についての条文と「中華人民共和国領域内の債権者の合法的な権益に損害を与えない」という審査要件についての条文である。

上述した「企業破産法」の規定を見る限り、中国の現行の国際倒産制度は次のような特徴をもつ。第一に、適用範囲について、債務者の中国の領域内にある財産に限り、援助処分の対象となる。第二に、具体的な援助方法について、国際倒産の司法援助を他の民商事事件の司法援助と同様に扱う。第三に、司法

¹福建省廈門市(アモイ市)中級人民法院。翻訳：李英（大阪大学大学院法学研究科博士課程在籍）。

援助を提供する際に、外国倒産手続の中の判決・決定が債権者の合法的な権益に損害を与えないことを前提にする。

(二) 中国の外国倒産制度の限界と問題点

上述した「企業破産法」の規定は明らかに、国際倒産の司法援助の特徴を考慮していない。その問題点として少なくとも以下の点が指摘できる。

1、基本原則およびその問題

上述した「企業破産法」の規定が示すのは、中国が国際倒産の司法援助について相互主義を採用するということである。司法援助の提供は、申請を行う国家や地域と中国の間に条約または相互があることを前提にする。今まで、中国が他の国家と締結した民事司法援助条約または参加した国際条約の中に、国際倒産の関係についてほぼ触られておらず、相手国の国内の倒産手続への援助について特段の規定がないことから、現在の中国では、主に相互主義により国際倒産の司法援助に取り組んでいるといえる。

しかします、上述した「企業破産法」の規定は、相互の範囲、すなわち、相互が破産の範囲にとどまるか否かについて定めがないため、今後のこの領域での司法実務の運用に一定の困難をもたらすだろう。倒産手続と一般民商事手続が様々な面で異なるため、この領域について適切な制約を設けなければ、例えば、他の民商事領域（例えば、離婚）等についての中国の判決、決定を外国裁判所が承認・援助しない場合、中国は相互主義により援助を拒否することになるが、これは明らかに、国際協力と礼讓についてのこの領域の基本的な発展トレンドに違反する。とくに中資企業が外国で投資をして当該国に登記した企業が、当該国で倒産手続を開始した後、相互要素の欠如のために、当該国の倒産手続への承認・援助が拒否され、司法的報復を受けることになるならば、中国の領域内の債権者は領域外の倒産手続における権利を即时に行使できなくなる。

他方で、「相互推定」の理論は、提出されて以来、国際社会からの積極的な反応を獲得した。にもかかわらず、「相互推定」の適用条件や審査要件について、現行の立法や司法文書において詳細な規定がないために、この概念は實際

に運用されていない。

したがって、国際協力を促進する角度から、第一に、この相互領域を破産領域に制約する必要があり、第二に、「相互推定」を採用し、その中身と適用条件について詳細に規定すべきである。

2、適用条件およびその問題

上述した「企業破産法」の規定は、国際倒産の司法援助を外国裁判所による法律上の効力が発生した倒産事件についての判決、決定にとどまらせ、かつそれを他の民事判決・決定の承認および執行と同様に扱う。これは、倒産手続の特徴とニーズを見落とし、様々な問題点が惹起されるが、おおむね、以下の四点が重要である。

第一に、外国で開始した倒産手続の判決・決定と倒産手続における他の判決・決定の承認・執行を区別しないため、領域外の倒産手続に対し即時的かつ実行可能な救済措置を設けられない。例えば、個別的な弁済請求と執行手続の中止、倒産財産の収集、管理、コントロールなどで問題が起こる。第二に、外国手続の代表者が本国の裁判所に対し直接に司法援助を請求する身分と権利について規定していない。倒産手続開始後、破産企業の財産に対する即時的な管理、コントロール、債務者による財産移転と債権者による個別弁済請求を即時に却下すべきことは、破産にしても、企業更生にしても、極めて重要な価値と意義をもつ。したがって、外国で行った倒産手続の判決・決定の本国における効力を承認し、法律上の規定により本国において債務者に対する訴訟・執行を中止する等を通じ、債権者の個別弁済請求を阻止し、むしろ適切な援助の措置を通じて上述した効力の実現を確保する方策こそが国際的に通用する方策といえる。

伝統的な国際私法によれば、会社の登記地において行う外国倒産手続を承認することは、二つの側面を含意する。第一に、当該倒産手続はその開始国の法律により効力が発生し、本国の法律と矛盾する場合には本国の法律を優先的に適用する。

第二に、外国手続の代表は手続開始国の法律により規定された権利を有し、

ただそれは本国の法律と矛盾したり本国の法律が規定した範囲を超えてはいけない²。

上述した「企業破産法」の規定は外国倒産手続の効力の承認を避け、外国裁判所の判決・決定についての承認・執行を概括的に規定しているだけであるために、外国倒産手続の開始により発生した一連の効力・効果および援助の措置について対処がなく、また司法実務においても外国で行う倒産手続の判決・決定が及ぼす効力の範囲についての論議があるであろう。同時に、外国管財人が本国の裁判所に対し救済を請求するための身分と権原が不明確なため、即時に司法による援助を請求することが難しく、また、司法による援助を一挙解決できないので、外国手続の代表者は司法による各種援助を数回に分けて申請せざるを得なくなる。これは司法による援助の効率性を阻害し、時間と費用を浪費し、タイミングを喪失するだけではなく、倒産財産が流出する恐れもある。

第三に、外国倒産手続の援助と救済の措置の具体的な内容について規定がない。国際倒産手続に関わる司法による援助の措置は、非常に膨大な内容、幅広い側面を有し、かつ非常に具体的な救済の措置と関係してくる。いずれかの救済の措置が欠如したりまたは遅延したりすることは、不可逆に不利益な結果をもたらしうる。「モデル法」を参考にすると、そこに定められる司法による援助の措置は、時間的に区別すると一時的救済と承認後の主手続に対する救済に分けられ、性質によって区別すると必ず与えられる救済と裁量による救済に分けられ、さらに外国手続の性質により主手続の救済と非主手続の救済に分かれることになる。中国の「企業破産法」には救済と援助の措置について規定がなく、とりわけ承認前の一時的救済の欠如は、明らかに債務者の財産・業務を緊急に管理することができず不都合であり、債務者財産が流出されやすくなる。

第四に、外国裁判所が倒産手続で行った判決・決定と破産に関連する判決・決定とを区別せず、後者が除外対象であるか否かを明らかにしていない。当該条文は、概括的に「破産事件」を適用対象とし、しかし「破産事件」の中身と範囲について明確に規定していない。国際的な各国の破産制度と「破産事件」

² A. Dickinson, D. McClean and P. McEavly, *Dicy, Morris & Collins on the Conflict of Laws*, 3rd ed. Sweet & Maxwell 2010, r.197.

についての各国の理解には一定のズレがある。例えば、外国が倒産手続の進行のために必要な判決以外で、裁判所が倒産手続の内外で行う、倒産手続から直接派生しあるいは破産財産に密接に関連する判決・決定について、上述した規定を適用すべきか否かについては疑問がある。この問題について国際連合国際商取引法委員会（訳者注：Uncitral）は、この種の判決・決定の承認・執行について数回の検討を行い、2017年に「破産に関する判決の承認と執行：モデル法草案」を形成しており³、これは参考に値する。「企業破産法」の当該条文は適用対象についてUncitralと軌を一つにするものでなく、承認や適用に混乱をもたらすし、客観的には司法による援助を請求する費用を増加し、不要な遅延と浪費をもたらす。

3、公序の問題

「企業破産法」の規定によると、援助が請求される外国破産判決・決定は、中国の法律の基本原則に違反しないこと、国家主権・安全と公序に損害を与えないこと、中国国内の債権者の合法的な権益に損害を与えない等の要件に該当しなければならない。ところが、当該法律と民事訴訟法等の関連する法律において、公序等の概念およびその中身について明確な規定がない。一般に、国際倒産の司法援助における「公序」については、国際環境のもとで審査すべきである、具体的には本国の憲法、法律、とりわけ破産法の基本原則に違反するか否か、手続的公正の基本原則に違反するか否かである。後者については、例えば、債権者に適切に通知しないことや、外国手続の参加した者に外国裁判所が意見を表明する機会や権利を確保しないことなどが挙げられる。中国の司法の実務上、外国仲裁判断の承認・執行の案件における最高人民法院の意見による限り、そこでは公序について留保する態度が取られており、それは国際的要求に符合する狭意の解釈、すなわち、中国の社会の根本利益、法律原則と公

³ A/CN.9/WG.V/W.P.150、2017年9月17日。

⁴ R. Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law*, 4th ed. Sweet & Maxwell, 2011, at 811. Also, *Re Eurofood IFSC Ltd* [2004] B.C.C. 383.

序良俗に反する場合のみ、中国の公序に反すると認定されるべきである⁵。したがって外国手続が単に中国の法律、行政法規における強行規定に違反するだけでは、公序の要件を適用する事由にはならない。この理解は、上述した国際的な見解や対処方法と完全に一致する。ところがこの意見が国際倒産領域に適用されるかはまだ不明である。

4、管轄規則及びその問題

中国の「企業破産法」は、登録地原則により国内倒産事件の属地管轄原則を規定するのみで、外国破産管轄権について特定の規定をしておらず、また外国企業に対する中国の法院の倒産管轄権については規定していない。この立法の欠如により、中国の法院は外国に登録されたが、その主要財産・業務及び債権者がすべて国内に位置する企業に対して倒産管轄権を行使できなく、そのなかでも中資企業が国の領域外で投資し、登記した企業に対してはとりわけそうであり、国際倒産管轄権の競争において極めて不利な立場におかれている。

国際的に、「主要利益の中心」（COMI, Center of Main Interests）この概念は、「モデル法」および「EU 破産原則」（The EC Regulation on Insolvency Proceedings）⁶で受容された以降、現在、世界の大多数の先進国により、外国企業の主倒産手続管轄権を行使し、主手続所在地を確定する根拠として承認され、次第に従来の企業登録地原則を代替する傾向にある。中国は「企業破産法」の立法当時においてこの成果を適切に取り入れて管轄根拠として規定していないが、当然、これは今後、中国が外国企業の破産・更生事件の管轄権についての他国との衝突に対処するために極めて大きな不都合と困難をもたらすだろう。現在、中国の海外投資は継続的に発展し、单一の投資目的国から主要外国投資国の一つに転換しつつあり、同時に、大量の国内企業は租税回避、外国での上場等のニーズから、BVI あるいはアメリカ等の便利な法域に関連企業を登記するが、他方でその財産・業務と主要債権者は中国に位置して

⁵ スウェーデンストックホルム商業会議所仲裁裁判所の仲裁判断の不承認、不執行についての海口中院の請示に対する最高人民法院の回答（2005年7月13日[2001]民四他字第12号）

⁶ Council Regulation (EC) No. 1346/2000.

いる。他に、インターネットの迅速な発展により、多くの国際倒産会社の管理の中心とその主要財産・業務が分離するのは通常であり、上述した様々な現況の下、この立法上の瑕疵は大きなマイナス効果を生み出すに違いない。

5、従手続の問題

従手続（Ancillary Proceeding, Secondary Proceeding）制度は今日に至つて百年以上の歴史があり、その根底にあるのは、本国の債権者の利益を保護することである。現在のところ、EU 破産規則であれ、国連国際取引法委員会の「モデル法」あるいは英米等のコモンローであれ、従手続は法律または司法の実践において承認され、受容されている。国内において、債務者が外国において主手続を開始すると同時に、国内において同一の債務者に対する従手続を開始するとき、破産債務者が本国にある財産・業務および債務について本国法により管理、処分、分配することは、当然、本国の債権者利益をよりよく保護することに繋がる。国際倒産においても、異なる国家が同一の債務者に対し並行倒産手続を開始し、関連する裁判所が中国に対し司法援助を請求するとき、法院は従手続の関連規定により外国手続の主従の特性を判別し、ふさわしい司法による援助の措置を付与する。中国の「企業破産法」には規定がないため、外国債務者が中国内にある財産を即時に中国の法院または法院の指定した管財人の管理のもとで配置し、中国の倒産法制を適用することが困難となり、国際倒産の効率を低下させるし、本国の債権者利益の保護にも不都合である。さらに、将来、他国からの並行倒産手続に関する司法援助の請求に対処する際に、如何ともしがたい、従う法がないという窮地に陥る。

6、本国の債権者利益の保護基準の問題

国際的に通用するやり方と同じく、中国は本国債権者に対する外国倒産手続の保護を、司法による援助を提供するか否かを考慮する際の主要な要素の一つとして扱い、規定を置いている。ところが、当該条文の「中国の国内債権者の合法権益に損害を与えない」という規定は次のような問題がある。

第一に裁量の根拠が不明確である。「債権者の合法権益」とは、債権者が本

国の破産法の規定により有する権益か、請求国において有する権益か、あるいは国際私法規則が適用する法律により有する権益かは、明確にしていない。各國において、倒産法上、弁済順位、優先権の範囲が異なり、担保制度も様々な点で異なるため、この問題は本国の債権者の利益だけでなく、裁判所がこの類型の事件を処理する際に必須の解決しなければならない問題である。

国際倒産における法の衝突と適用と関連する問題は非常に複雑であるが、紙幅の制約のため、ここで詳述することを割愛すが、一般的に、司法による援助の審査において、国際私法の規則に則って、手続的問題について裁判所地の法律を適用し、契約債権、担保債権等は国際私法規則で確定された法律を適用するのがたいていの場合であるが、とりわけ次の点について説明しよう。

(1) 外国倒産手続の承認について、外国倒産手続の所在国の法律を、司法による援助を付与する際の審査対象とすることは、裁判所が本国法を適用する権利を放棄することを意味しない。逆に、裁判所は、本国法を適用するか外国手続の所在国法を適用するかについて決定することができる⁷。特に本国の債権者の重大な利益、例えば担保権の保護等の問題において、本国の裁判所は依然として本国法を適用することができる。

(2) 本国の倒産法の原則的規定及び強制的規定、例えば破産取消制度等が適用されなければならない。

(3) 本国の国際私法規則は適用される。

第二に、裁量の方法が不明確である。先述したように、国際倒産の司法による援助において、本国債権者の利益保護について、個別的判断と全体的判断といった二種類の判断の方法がある。裁判所が本国の債権者利益保護の問題についての争いに直面する場合、いかに判断すれば良いか、どの要素に基づき判断するか、個別事件において本国債権者が外国倒産手続における具体的保護と損害があるか否かによって判断するのか、請求国の倒産法原則、決定が本国の債権者に対し差別的・不公平待遇を強いていないか否かで判断するのか、全体的

⁷ *Re Bank of Credit and Commerce International SA* [1993] B.C.C. 787。この事件は主として英国の1986年の「破産法」第426条の処理について触れているが、この問題についても比較的に明確に論述した。

に判断するのか等々について立法上の回答がないため、将来の司法の実務に混乱と疑問をもたらす。

7、並行倒産手続の比例原則と協働問題

「企業破産法」のもう一つの欠陥は、並行倒産手続のもとで外国債権者が本国の財産分配に参与しあるいは本国債権者が外国倒産手続の分配に参与する比例原則を規定しておらず、これを司法による援助を提供して債務者が本国の財産を転移する条件として扱わないことである。この問題は、「本国債権者利益の保護」に関連するものとして理解して処理することもできるが、この立法上の空白は、並行倒産手続においての関連する司法による援助の措置と財産転移、分配等に一定の問題をもたらしかねない。同時に、国際的な企業グループの倒産現象が増加するにつれて、この領域における並行的倒産手続の問題はますます注目を引き起こす。一部の国家、地区（EUなど）、国際的組織（UNCITRAL）は次々と立法やモデル法の編成等の方法で一定の規則を確立しており、この点は、我々にとって参考に値する。

二、提案：「二段二元」を原則とする中国の国際倒産制度の再構築

（一）基本原則と基本提案について

主として二つの提案があり、一つは相互制度を維持することを前提に、「相互推定」制度とその判別・適用について明確にすること。もう一つは、司法による援助を提供しない場合を明確にすることである。後者に関し、主に次のような場合を含めることを提案する。（1）公序の留保であり、かつその留保範囲を明確に規定すること、（2）国内の債権者に対する平等な保護であり、外国の法律を審査の対象にし、外国破産法が属地主義の特徴を持つ場合には、その倒産手続への承認と協力を排除すること、（3）債務者と各利益関連集團に対する十分な保護を与えること、（4）領域外の非倒産手続と不正な倒産手続（詐欺、裁判所を欺罔）を排除すること。

(二) 主従手続の「二元制」の国際倒産管轄制度の確立

1、国外企業に対する倒産管轄権を中国の法院に明確に付与し、中国と十分な関係を持つ外国企業に対し中国の法院が非主要手続を開始することを許可する。上述したように、本国と十分な関係を持つ外国企業に対する非主手続の開始を許可することは、さしあたり国際的に遍在する方法である。提案として「企業破産法」の中に、中国において支店を設けたり、営業活動を行うための日常的な事務機関を有する外国企業に対し、当該機関所在地の法院が当該企業の破産清算申請を受理し、かつ中国の「企業破産法」の定めにより、当該外国企業が中国国内の財産について倒産を行うことができる旨を明確に規定する。同時に、当該外国企業がその後、その COMI において倒産手続を開始する場合、非主手続において中国が指定する管財人は倒産手続の管財人と協力することを義務づける。

2、「主要利益中心所在地（COMI）」をもとに、外国主手続とその判別の制度を規定する。（1）外国倒産手続の代表者が司法による援助を請求し、人民法院が外国倒産手続を承認する場合、外国手続を主手続あるいは従手続とするかを同時に確認できるよう明確にしなければならない。（2）外国倒産手続が債務者企業の主手続であるかを確認する時点は、外国倒産手続の代表者が司法援助を申請する時点を基準とすべきである。（3）COMI の判別において、EU の方法を参照し、「登記地推定」主義を採用することを提案する。すなわち、企業の登記地をその COMI と推定し、外国倒産手続の代表者が提出する公証・認証済みの倒産企業の書類に基づき、援助を申請する外国倒産手続が登記地において開始されたことが証され、人民法院は審査により中国の「企業破産法」が規定する条件を満たし当該倒産手続を承認することを決定する場合、当該決定において当該手続を債務者企業の主手続とすることを同時に確認し、かつ相応の司法による援助を提供することができる。しかし当該倒産企業の債務者、債権者等の利害関係者が外国倒産手続の代表者に対し、主手続申請に対し異議申立を行い、かつ証拠を提供して債務者企業の本部所在地、主要経営の決定地、実際の管理者の所在地等が倒産企業の登記地と不一致であることを証明す

る場合には、当該倒産手続を従手続として確認し、司法による援助の措置を変更または解除することができる。（4）外国手続の代表者が承認申請時に外国手続が主手続または従手続であるかを提出しない場合、あるいは主手続として確認申請するが人民法院の審査を通じてそれが認められない場合、法院は承認を行うと同時に当該外国手続が債務者企業の従手続である旨を明確にすべきである。外国倒産手続の代表者が外国倒産手続を主手続として承認申請する場合、法院は申請を受領した後、外国倒産手続の代表者の申請を即時に公告し、必要に応じ聴聞を行うことができる。

（三）外国倒産手続管財人直接参加制度と職権制度の「二元制」の確立

外国倒産手続管財人の提出した適格証明書類について、「企業破産法」第24条の中国破産管財人資格についての規定を参考に審査し、積極的に外国代表者に加入資格を与える。適格な外国代表者は法院に対し外国手続への承認と援助を直接に請求することができ、また債務者の中国に所在する財産について、外国代表者は「企業破産法」における「倒産事件申請と受理」に関する規定により、中国における倒産事件の受理申請の規定を満たすことを前提に、中国の法院において国内倒産手続を申請することができ、かつ適格な外国代表者は、法院における同一債務者に対する審理中の手続に参加することができる。

外国倒産管財人が中国国内で有する職権について二元制を採用することを提案する。すなわち、管財人として中国で職権を持つ範囲については、倒産手続所在国と中国破産法において同時に規定しなければならず、管財人は、上述した二者が同時に規定した範囲を超えて職権を有してはならない。同時に、国内で補助手続が開始した後、補助手続において指定された国内管財人は「企業破産法」の規定により補助手続の財産および関連事務等について相応の職権を使用する。

（四）「二段二元」の国際倒産司法援助制度の確立

主に、四つの内容、すなわち、外国による手続開始への援助と他の倒産手続における判決・決定の二元制、外国主手続と非主要倒産手続に対しそれぞれ異

なる司法による援助を提供する二元制、外国倒産手続に対し司法による援助を提供することと本国において補助手続を開始することの二元制、外国破産判決と決定への承認・執行の二段制等が含まれる。

1、外国が開始した倒産手続の判決と倒産手続におけるその他判決に対し援助を提供する二元制の確立。

外国で開始した倒産手続の判決への承認がその倒産手続への承認を示すことを明確にし、外国管財人がこの承認を認めることを前提に、法院に対し援助と救済を申請する。債務者の中国国内資産が価値の減損等の危険に直面し、緊急措置をとる必要があるとき、外国代表者は、承認申請を提出する際に一時救済申請を同時に提出することができる。法院がどんな救済を与えるかを判断するとき、外国代表者が申請した救済形式の範囲を超えてはいけない。具体的な救済形式は外国倒産手続の性質により決める。外国裁判所が倒産手続において行った他の判決・決定は、承認申請、執行申請の方式により、独自に審査、援助する。

2、外国主要倒産手続と非主要倒産手続に対しそれぞれ異なる司法援助を提供する二元制

外国が開始した倒産手続の判決・決定を承認した後、外国倒産手続の性質により異なる司法援助救済措置を提供する。具体的には（1）外国倒産手続が主手続である場合、債務者とその財産に対する全ての個別裁判手続、執行手続を中止し、かつ債務者は中国国内にある資産に対し移転・隠蔽等の行為を行なってはいけない。債務者の財産は、「中華人民共和国企業破産法司法解釈（二）」の第1条の規定に基づき、債務者の所有する貨幣、実物、債務者が適法に貨幣価値で評価できかつ適法に譲渡できる債権、株、知的財産権、用益権等、財産と財産権を含む。上述した基本的な救済形式以外に、中国の法院は外国代表者の援助の請求と中国法の規定によりその他の適切な救済と援助を与えることができる。（2）外国倒産手続が非主倒産手続である場合、事情に応じて個別事件に適切な救済を与える。具体的には、債務者とその資産に対する個

別行為と訴訟の中止、債務者資産に対する執行手続の中止、債務者が行う資産移転及び他の財産処分行為の中止、中国国内の証人への尋問の許可、中国の国内の証拠調べの許可、債務者の関連情報の獲得への許可、救済期限の延長等がある。

(3) 同時に、外国代表者が提供した申請について法院が承認・不承認を決定する以前の一時救済制度を規定する。この一時救済制度は外国代表者の申請範囲を限度にすべきであり、かつ債務者の中国国内資産が価値減損等、危険状況が存在するときにのみ、人民法院は一時的救済措置を考慮することができる。一時救済措置は、主に、債務者資産の換価または部分的換価を含む。法院が外国倒産決定を正式承認した後、当該一時救済を即刻終了しなければならない。

(4) 個別事件の状況および債務者に関連する状況の変化により法院が救済形式の変更または救済の終了を決定することができる。救済措置の付与を判断するときに、人民法院は債権者全員の利益を重点的に考慮すべきであり、国内債権者の利益だけに限定してはならない。外国代表者が中国国内資産を外国手続に移転する必要が生じたとき、人民法院は外国代表者の財産移転について別途に審査し認可する。

3、外国倒産手続に対する補助手続制度の確立

外国で開始した倒産手続に必要な救済を与えるとともに、中国が外国倒産手続に対して実施する補助手続を確立する。外国倒産手続管財人または本国債権者が申請し、中国において補助倒産手続を開始し、国内の倒産管財人が外国債務者の国内財産について中国の破産法の規定により処置・分配するよう指定し、補助手続の破産管財人は国外の主手続の管財人と十分に協力しなければならない。補助手続における財産を中国の破産法規定により処理した後、中国破産法で規定する優先債権を弁済した後に余剰がある場合、それを外国主手続に対して法院の命令により分配し、あるいは外国倒産手続で処理できるよう移転することができる。

4、外国倒産手続における他の判決・決定に対する承認・執行の二段制の確立

外国倒産決定への承認は、人民法院が直接に相応の援助と救済を与えること

を意味するのではなく、外国代表者は、外国倒産手続で行う他の判決・決定について、中国の法院に対し別途に個別に承認申請を行う必要がある。強制執行が必要である場合、承認をもとに強制執行を申請すべきである。

(五) 並行倒産手続の調整と提携制度

1、並行倒産手続のもとでの債権弁済比例原則の確立。

比例原則を明確に規定することを提案する。すなわち、同一の外国債務者企業が中国と他の国においてともに倒産手続（従手続を含む）に参加する場合、ある債権者が外国倒産手続において一定割合の債務弁済を獲得したならば、中国の倒産手続においても同一順位の債権者が当該債権者と同じ割合の弁済を獲得した後にのみ、当該債権者は中国の倒産手続において継続的に弁済を獲得することができる。

2、並行倒産手続のもとで、法院間、管財人間、法院と管財人間の提携・交流制度の確立

国際倒産を含む人民法院と外国倒産手続を審理する法院、中国の倒産管財人と外国倒産手続を審理する法院、中国の倒産管財人と外国倒産手続代表者の間では、管財人の選任、債務者破産情報の交換、債務者財産と関連事務の管理・監督等、関連事項について共同に聴聞し、個別事件について提携協議を結ぶ等の方法で直接あるいは間接に提携・交流する。

3、グループ企業の国際倒産における主管財人調整制度の確立。

同一グループ企業に属するが、中国と他の国家においては独立企業法人として別々に登記された債務者企業が別々に倒産手続に参加する場合、各債務者企業を独立主体としてみなし、別々に倒産手続を開始しなければならず、かつ本意見第三条第三項の規定により各企業法人の主倒産手続を確定しなければならない。上述した企業の倒産事件を審理する際に、グループ企業における主倒産手続およびそのグループ企業が手続間で提携と調整を強化しなければならない。グループ企業の主手続が中国国内にある場合、人民法院はグループ企業の

倒産管財人を、グループ企業の倒産手続の調整者、すなわちグループの各企業の外国代表者と一緒に関連事項について交渉・協議あるいは議定書を作成する人物を指定し、かつ申請の受領や認可をする権限を付与する。グループ企業の主要倒産手続が外国で行われる場合、人民法院は、グループの主手続において指定された調整者あるいはグループの他の外国法人の主手続の代表者が、中国国内にあるグループ企業の法人の倒産手続の管財人と関連事項について交渉・協議をし、かつ合意された議定書について認可することを認める。

(五) 国際倒産法適用の基本原則の確立

- 1、国際倒産の関連事項の処理において、中国の法律を原則とし、例外的に外国法を適用すべきである。
- 2、債務者企業が倒産原因を有するか、どの種の倒産手続を適用すべきか、倒産財産の範囲、債務者財産の処理、管財人の職責、債権申出、債権調査と確認、共益債権の処理、倒産手続が契約当事者および債権者個人訴訟行為に対する効力、中国国内にある倒産財産の分配順位と規則、倒産手続開始の条件・手続終結の効力、破産費用の弁済等については、中国の法律を適用すべきである。
- 3、担保物権を含む債権者の権利、破産相殺、所有権留保、動産を含む契約、雇用契約等の問題は、「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の関連規定により、主手続の所在国または他の国の法律を適用することができる。
- 4、外国法を適用することにより本国債権者に損害を与える恐れがある場合、中国の法律の適用を留保する。

(翻訳：李英)